

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2019年6月号(J238)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 惠科の群創子会社に対する専利権侵害訴訟事件、中国の国家知識産権局が惠科の専利無効を審決
- 02 スタバがロールクッキーでストローに代用、知財裁判所第一審で「侵害なし」の判決
- 03 音楽使用許諾係争、FOXとNGCに賠償命令の判決
- 04 2018年警察機関による経済犯罪摘発件数は1.7%減

台湾知的財産権関連判決例

01 営業秘密関連

告訴人の指摘を証拠とする方法は、その指摘に瑕疵がなく、且つ調査のうえ事実と合致すると裏付ける証拠があって、始めて判決の根拠に資することができる。

今月のトピックス

J190528Y1

J190527Y1

01 惠科の群創子会社に対する専利権侵害訴訟事件、中国の国家知識産権局が惠科の専利無効を審決

群創光電股份有限公司 (Innolux Corporation) はニュースリリースで、子会社である寧波群志光電有限公司 (Ningbo Innolux Optoelectronics Ltd.、以下「寧波群志」) が2019年5月21日付けで中国の国家知識産権局¹⁾から、重慶惠科金渝光電科技有限公司 (Chongqing HKC Optoelectronics Technology Co., Ltd.、以下「惠科」) を共同専利権者とする2件の中国専利²⁾ (ZL201611179077.5及びZL201720606454.2) をいずれも無効とする内容の無効宣言請求³⁾ 審決書を受け取ったと発表した。これにより、惠科が重慶市第五中級人民法院 (裁判所) に対して寧波群志に侵害されたと主張していた5件⁴⁾の中国専利はすべて無効となった。

惠科が重慶の裁判所に提起していた専利権侵害訴訟は権利を主張する基礎を失ったため、惠科は裁判所より訴えの取下げを命じられるか、訴えが棄却されることになる。該訴訟は群創光電に対して財務上又は経営上においていかなるリスク又は不利な影響ももた

董事長の洪進揚氏は、これは中台間の知的財産権及び専利の判決にとって重要なマイルストーンとなり、また国際企業による中国への投資奨励と知的財産保護の両方に役立つ最良の判決となったと述べた。(2019年5月)

【訳註】

- 1) 国家知識産権局は日本の特許庁に相当。
- 2) 中国語の「専利」には特許、実用新案、意匠が含まれる。
- 3) 無効宣言請求は日本の無効審判請求に相当。
- 4) 5件中1件が特許、4件が実用新案。

J190504Y1

02 スタバがロールクッキーでストローに代用、知財裁判所第一審で「侵害なし」の判決

悠旅生活事業股份有限公司 (Uni-Wonder Corporation、以下「悠旅生活公司」) が経営するスターバックス (原文: 星巴克) は2016年に「限定版イタリア風濃厚クリーム・クッキー・フラペチーノ (原文: 限定款義式濃縮奶霜脆餅星冰樂)」を発売したが、この商品に使用されていた食べられるストロー形状のロールクッキー「クッキーストロー (原文: 巴克捲心棒)」が江〇〇 (男性) から実用新案権侵害で訴えられた。江〇〇は「クッキーストロー」は外観のデザイン、宣伝コピー、標榜する機能がいずれも自らが2014年に取得した実用新案「食べられるストロー (原文: 可食用吸管)」と同じであると主張し、悠旅生活公司を実用新案権侵害で訴え、損害賠償金100万新台湾ドルの支払いを請求した。知的財産裁判所第一審では悠旅生活公司は実用新案権を侵害していないとの判決を下し、江〇〇はこれを不服としてすでに上訴している。

判決書では以下のように指摘されている。江〇〇が開発した「食べられるストロー」はデンプン本体と2つのコロイド層からなる。デンプン本体は中空管状の構造を呈し、複数のデンプン層が互いに重なり合って構成されている。ドリンクを飲むときにデンプン本体が湿って軟化することを回避するために、2つのコロイド層はそれぞれデンプン本体の内表面と外表面に配置され、完全にデンプン本体を包み込んでいる。さらにコロイド層とデンプン本体は同時に食することができ、余計なごみが出ないだけでなく、食用時に便利である。一方、スタバの「クッキーストロー」はクッキー本体の内表面にチョコレート風味の餡が塗られており、クッキー本体が湿って軟化するのを避けることができるだけである。さらに「クッキーストロー」は江〇〇がいうところのベイクした後に生じる食用のコロイド層がなく、「食べられるストロー」が強調する外包装を省略することができるという効果も達成できない。このため、両者の技術、機能及び効果は実質上異なる。(2019年5月)

J190523Y3

J190523Y6

03 音楽使用許諾係争、FOXとNGCに賠償命令の判決

香港FOX NETWORKS GROUP ASIA PACIFIC LIMITEDの台湾支社（以下「FOXネットワーク」）と米国NGC NETWORK ASIA, LLCの台湾支社（以下「NGCネットワーク」）は使用料を支払わずに、広告音楽を公開放送して、大英音楽有限公司（BIGIN MUSIC INC）等著作権者17社から民事訴訟を提起され賠償金を請求されていた。台北地方裁判所は先日、FOXネットワークとNGCネットワークに対してそれぞれ573万余新台幣ドル、85万余新台幣ドルの賠償金を支払うよう命じた。

原告の主張によると、長年にわたりFOXネットワーク及びNGCネットワークと広告音楽の使用許諾契約を結んできたが、2014年に契約期間が満了となった後、FOXネットワークとNGCネットワークは新たに契約を締結せず、さらに2015年分の使用料を支払わずに、2015年から6月30日まで原告の同意又は許諾を得ずに広告音楽を使用し続けたため、裁判所に対してFOXネットワークとNGCネットワークに使用料を支払うよう命じる判決を下すよう請求したという。

裁判官は審理の結果、2014年12月31日を過ぎてからは双方の間に広告音楽著作物の部分に関する使用許諾契約等の契約関係が存在しておらず、被告は同意又は許諾を得ずに2015年から2016年6月30日まで被告が経営するチャンネルにて広告音楽を公開放送し、広告音楽著作物の著作財産権を侵害したと認めた。裁判官は被告が音楽を放送した回数、単価に基づいてFOXネットワークには原告17社に対して合計573万余新台幣ドルを、NGCネットワークには原告15社に対して合計85万余新台幣ドルを賠償するよう命じる判決を下した。本件はさらに上訴できる。（2019年5月）

J190508Y8

J190508Y9

04 2018年警察機関による経済犯罪摘発件数は1.7%減

内政部警政署の統計によると、2018年警察機関による経済犯罪*摘発件数は6900件に達し、2017年比で120件減少し、年減少率は1.7%となった。犯罪を種類別にみると、知的財産権侵害は4316件（全体の62.6%）で最も多く、金融犯罪が761件（全体の11.0%）でそれに次ぎ、両者を併せると74%を占めている。2017年に比べると、知的財産権侵害は216件減、つまり4.8%と大きく減少した。

経済犯罪の摘発額をみると、2018年は282.1億新台幣ドルに達し、2017年に比べて104.3億新台幣ドル増（年増加率は58.7%）となった。そのうち金融犯罪は144.5億新台幣ドル（全体の51.2%）で最も多く、知的財産権侵害は109.2億新台幣ドル（全体の38.7%）でそれに次ぎ、両者を合わせると9割近くを占めている。金融犯罪と知的財産権侵害はそれぞれ2017年に比べて72.3億新台幣ドル増（年増加率約100%）、25.4億新台幣ドル増（年増加率30.3%）となった。

警政署の統計によると、2018年の知的財産権侵害事件のうち、著作権法違反が2452件（全体の56.8%）で最も多く、2017年に比べて54件増（年増加率2.3%）となった。さらに本国の事件は2368件に上り、97%を占めた。また商標法違反は1855件（全体の43.0%）で2位を占め、2017年に比べて268件減（年減少率12.6%）となった。そのうち本国以外の事件が合計1174件に上り全体の6割を占めた。欧州に関わる事件は616件（全体の33%）で比較的多く、本国の事件は681件で全体の37%を占めた。（2019年5月）

【訳註*】

ここでいう経済犯罪には、知的財産権侵害（商標法、著作権法及び営業秘密法の違反）、金融犯罪（通貨偽造、偽造通貨行使、高利貸付、違法取立て、違法外貨両替、違法預金受入れ）、石油管理法違反（ガソリン軽油の違法販売）、密輸、密造酒の製造販売、国土破壊（土砂の違法採取、木材の違法伐採、保護林地や山腹の乱開発）、民生物資の買占めと価格吊上げ（公平交易法違反）、その他（洗銭防制法（マネーロンダリング防止法）違反、違法食品、違法薬品等）が含まれる。

台湾知的財産権関連判決例

01 営業秘密関連

■ 判決分類：営業秘密

I 告訴人の指摘を証拠とする方法は、その指摘に瑕疵がなく、且つ調査のうえ事実と合致すると裏付ける証拠があって、始めて判決の根拠に資することができる。

■ ハイライト

被告人は、2006年から2011年にかけて告訴人である友達光電公司（AUO）での在職期間において、友達公司が国立交通大学に「反応性液晶モノマーの合成、微量物質の分析及び形態学的研究」を依頼したことを知っていて、被告人は離職後、中国の華星光電公司に転職した後、時の華星 CEO であった賀成明と共同して「液晶活性モノマー及び液晶パネル」として中国で特許出願を行なった。友達公司は、被告人が出願した特許について、前記研究プロジェクトの成果に由来するものであると認め、営業秘密漏洩として告訴を提起した。その後、新竹地検が取り調べを行った後、職務上知りえた営業秘密の漏洩罪として起訴した。

裁判所で調査した結果、被告人が出願した特許には進歩性がないばかりか、告訴人が保管している関連ファイルをもっては、係争秘密の技術、製造工程が確かに告訴人の有しているものであると証明するに足りなかったため、係争秘密が告訴人の営業秘密であるとは言い難いと認定した。調査の結果によっても、職務上知りえた営業秘密漏洩の犯行に達する程度に該当しないほか、「疑わしきは、被告人の利益に」との証拠法則に基づき、無罪を言い渡さなければならない。

II 判決内容の要約

台湾新竹地方裁判所刑事判決

【裁判番号】105年度智易第3号

【裁判期日】2018年5月15日

【裁判事由】秘密漏洩

告訴人 台湾新竹地方裁判所検察署検察官

被告人 謝〇〇

上記被告人の秘密漏洩事件につき、検察官が公訴を提起したため(104年度偵字第1467号)、本裁判所は、次の通り判決する。

主文

謝〇〇は無罪とする。

一 事実要約

被告人は、2006年1月16日から2011年2月25日にかけて告訴人である友達光電股份有限公司（以下友達公司という）に勤め、最初はシニアエンジニアであったが、その後副理に昇進した。友達公司が2006年頃、200万台湾ドルで国立交通大学に「反応性液晶モノマーの合成、微量物質の分析及び形態学的研究」（以下本件研究プロジェクトという）を依頼し、その期間が2006年6月1日から2007年5月31日までであったため、被告人は、本件研究プロジェクトの成果を知っており、且つ本件研究プロジェクトを始めとするテスト、調整を行い、更に2006年から2010年頃、相次いで友達公司に報告書を提出したほか、友達公司の営業秘密管理システム（AUKMシステム）に合計30個のファイル（以下併せてファイルA、Bという。原判決で関連内容を図1から図15として作成した）をアップロードした。2011年2月26日に、被告人は、友達公司を離職した後の同年3月頃、中国の華星光電技術有限公司（以下華星公司という）に転職し、同年7月22日に、時の華星公司 CEO であった賀成明と共同して「液晶活性モノマー及び液晶パネル」と名づけて、中国で特許出願を行なった（以下「被

告人特許 1」という)。2011 年 8 月 4 日に再度、賀成明と共同して「配向膜のポリイミド表面に用いられる液晶活性モノマー及び液晶パネル」と名づけて、中国に特許出願を行なった（以下「被告人特許 2」という）。

公訴人は、被告人が本件研究プロジェクトに由来する友達会社の営業秘密である「一般の液晶ディスプレイにおいてセルのサイズが $3.8\mu\text{m}$ である場合、滴下パターンが生じて表示が不均一となる（drop mura）」（以下係争甲秘密という）、「液晶ディスプレイにおいて、分子量が 322~500 にある反応性モノマーを添加し、15V の電圧を印加し、波長が 300nm 以上である紫外線 UV を照射することにより、紫外線重合による硬化速度を向上することができる」というプロセス（以下係争乙秘密という）を華星会社に漏洩したため、被告人を刑法第 317 条の職務上知りえた営業秘密漏洩罪を犯したとして起訴した（計 2 罪）。

被告人は次の通り抗弁した。被告人は進学してから就職まで、長年にわたって液晶の開発、設計、合成業務に取り組んでおり、知識と経験の積み重ねによる被告人特許 1、2 は被告人自身の専門的な研究開発の成果及び他の文献を参考にして作り上げたものであり、告訴人のファイル A、B をもとに書き直したのではない。ましてや告訴人が本件で主張した営業秘密には秘密性がなく、被告人による特許 1、2 の出願についても、その出願内容が業界に知られていたため、中国の主務機関に拒絶査定された。また、告訴人による AUKM システムは、日常業務のサブミット、報告システムであり、営業秘密管理システムではない。

二 本件の争点

係争甲乙秘密は告訴人の営業秘密に該当するのか？

三 判決理由の要約

(一) 犯罪事実は、証拠によって認定しなければならない；被告人の犯罪を証明することができないとき、無罪の判決を言い渡さなければならないと刑事訴訟法第 154 条第 2 項、第 301 条第 1 項にそれぞれ明文で規定されている。告訴人による指摘は、被告人の刑事訴追を目的とするので、告訴人による指摘を証拠とする方法は、その指摘に瑕疵がないほか、調査のうえ事実と合致するとの裏づけがあつて、はじめて判決の根拠に資することができる（最高裁判所による 52 年台上字第 1300 号、61 年台上字第 3099 号判例参照）。また、瑕疵なしとは、被害者が行った、被告人への不利な陳述が、社会の一般の生活経験又はファイルにある他の客観的な事実と矛盾のないことをいう。また、調査のうえ、事実と合致するとは、他の裏づけを引用して被害結果を証明するに足りるだけにとどまらず、更に他の積極的な裏づけを総合して、被告人が加害者であると確実に認定できないほか、別途合理的な理由を推定できる仮説がないことを必要とする。そのいずれにも該当しない場合、被害者の陳述を証拠とすることはできない。

(二) 公訴人から、被告人による特許 1、2 が、告訴人の営業秘密を漏洩したと指摘があつたので、まず被告人特許 1、2 の技術を分析する必要がある。

1. 被告人の特許 1「液晶活性モノマー及び液晶パネル」の技術的分析

被告人の特許 1 には、液晶活性モノマーが開示されており、前記液晶活性モノマーには、フッ素（F）基が導入され、式 I I の分子式又はより具体的な式 I I I の分子式を有する。疎フッ素（fluorophobic）効果により、配向膜のポリイミドと液晶活性モノマーとの間の相互作用力を低減することができ、液晶組成物は、ポケットのギャップが $3.8\mu\text{m}$ より小さくても、なお配向膜のポリイミドの表面に均一に拡散して分布することができる。

2. 被告人の特許 2「配向膜のポリイミド表面に用いられる液晶活性モノマー及び液晶パネル」の技術的分析

被告人の特許 2 には、配向膜に用いられるポリイミドの表面の液晶活性モノマー及び液晶パネルが開示されており、前記液晶活性モノマーは、分子量が 322~500 であり、ポリイミドの表面と重合して硬化するための紫外線の波長が 300nm 以上である。前記液晶活性モノマーは、液晶組成物とポリイミドとの間の相互作用力を低減することで、ポケットのギャップが $3.8\mu\text{m}$ より小さい場合、滴下式注入時に液晶組成物に滴下パターンが生じて表示が不均一となる（drop mura）現象を改善できる。それとともに、紫外線重合による硬化速度が向上されるため、省エネルギーの目的も達成できる。

3. しかし、前記の被告人特許1については、期限を超えて、審査意見書に対する返答をしなかったため、取り下げと見なされ、被告人特許2については、棄却により効力を失ったことをまず説明しなければならない。また被告人の特許1について、中華人民共和国の国家知識産権局による2014年1月3日付の三回目の審査意見通知書によれば、被告人の特許1に開示された技術方法は、この分野における技術者にとって、容易に見られる技術であるとの見解であった。

(三) 告訴人は係争甲秘密が告訴人の営業秘密であると主張した。しかし、調べた結果、告訴人が図4から図6を整理し、主張した内容において、セルのサイズが $3.8\mu\text{m}$ である場合、「特定」の液晶分子の表現を説明しているだけで、それは「一般」の液晶分子の表現に帰納することができない。それ故、告訴人が主張した係争甲秘密は、前記関連ファイルに支持されず、告訴人の営業秘密とは言い難い。

(四) 告訴人は係争乙秘密が告訴人の営業秘密であると主張した。しかし、調べた結果、次のことが分かった。

1. 告訴人は、組み合わせた三つの技術内容をもって、その主張を支持しようとした。しかし、図7から図9の内容から見れば、その選択した液晶分子の分子量が322より小さくて、分子量が322~500にある反応性モノマーを意図的に選択したことを確認できないので、選択した液晶分子の分子量が500を上限とすることも当然確認できない。また、一部の液晶分子を硬化させているときの電圧が24Vであり、15Vではないので、15Vの電圧を意図的に選択して硬化させていることも確認できない。図10には、4種類の液晶分子しか記載されておらず、紫外線のスペクトルの波長が $310\text{nm}\sim 330\text{nm}$ の範囲において、特徴的な吸収ピークを有し、意図的に波長 300nm 以上の紫外線を選択して硬化させていることを確認できない。更に、その記載されている4種類の液晶分子の分子量はそれぞれ482.17、540.21、436.45及び450.38であり、意図的に分子量が322~500にある液晶分子を選択したことが確認できないので、選択した液晶分子の分子量が322を下限とすることも当然確認できない。図12から図15の内容から、意図的に分子量が322~500にある液晶分子を選択したことを確認できないほか、意図的に波長 300nm 以上の紫外線を選択して硬化させていることを確認できない。
2. 告訴人は更に次の通り主張した。被告人特許2に少なくとも反応性モノマーの分子量340、346が開示され、それが告訴人の反応性モノマーの分子量とまったく同一であり、更に少なくともその中の「分子量346の反応性モノマーに、15Vの電圧を印加し、波長が 300nm 以上である紫外線UVを照射することにより、紫外線重合による硬化速度を向上することができる」との告訴人の営業秘密云々も開示されていた。しかし、前述の通り、告訴人は、何故液晶分子量の下限を意図的に322にし、500の分子量を上限にしたのか？もし、322~500以外の分子量を選択した場合、どのような不利な実験結果が出るのか？また、何故意図的に波長 300nm 以上の紫外線UVを選択して照射するのか。もし波長 300nm 以下の紫外線UVを選択して照射した場合、どのような不利な実験結果が出るのかを証明できる証拠を提出しなかった。よって、告訴人が主張した係争乙秘密には根拠がなく、三つの技術内容を組み合わせたに過ぎないので、実は採用する余地がない。
3. また、告訴人が提出した、財団法人台湾経済科技発展研究院智慧科学研究所による営業秘密侵害鑑定研究報告書について、この鑑定研究報告書の証拠能力がすでに被告人に否認されたことはさておいて（告訴人が自ら委託したものであり、審判長、受命裁判官、検察官が囑託した鑑定人又は機関、団体により作成されたものではなく、被告人以外の者による裁判外の書面陳述に該当するので、証拠能力がない）、前記報告書によっても、意図的に波長 300nm 以上の紫外線を選択して硬化させていることを確認できない。また4種類の液晶分子分子量はそれぞれ482.17、540.21、436.45、450.38であり、意図的に分子量が322~500にある液晶分子を選択した事実も確認できない。よって、この報告書の結論は採用に足りぬものである。
4. また、被告人が、本裁判所の準備手続きにおいて提出した被証6を参考にすれば、これは、告訴人の数名の従業員による公開論文であり、被証6の表2において15Vの電圧を使用して、液晶分子を硬化させたと明確に記載されている。告訴人は台湾の特許

(I330763、2007年12月)において波長が300nm～400nmの紫外線を使用して露光すると明確に記載している。前記から分かるように、告訴人が指摘したような、波長が300nm以上の紫外線を照射し、且つ15Vの電圧を印加することはともに、告訴人がすでに公開した二つの液晶プロセスパラメータであり、秘密性を有するとは言い難い。また、告訴人は分子量が322～500にある反応性モノマーを選択し、且つ前記二つのプロセスパラメータを使用することにより、紫外線重合による硬化速度を向上させることができるとした主張が、ファイルA、Bに支持されないため、本裁判所は前記の通り判断した。よって、係争乙秘密は告訴人の営業秘密とは言い難い。

(五) 本件には、被告人が告訴人を離職したとき、本件研究プロジェクト、ファイルA、Bの書面又は電子ファイルを持ち出して、華星会社に転職したと証明できる証拠がない。被告人特許2の前記リスト「硬化時間」欄に示されているデータである「1/4変更」、「1/7変更」がファイルA、Bにないため、特許2について、華星会社に勤めた後、自ら実験した結果であるとの被告人の抗弁は、まったく根拠がないものではない。

前記を総合し、本裁判所は審理した結果、検察官の提出した証拠をもっては、被告人が公訴主旨において指摘されたような、職務上知りえた営業秘密漏洩の犯行に達する程度に該当すると本裁判所に確信させるに足りず、被告人も法により無罪の自己証明義務を負わないほか、「疑わしきは、被告人の利益に」との証拠法則により、被告人に有利な認定を下すべきである。よって、被告人の犯罪が証明できなければ、無罪の判決を下さなければならない。

以上を総じて、刑事訴訟法第301条第1項により、主文の通り判決しなければならない。

本件は、検察官頼佳琪により公訴され、検察官侯少卿が出廷して職務を遂行した。

2018年5月15日
刑事第一法廷 裁判官 陳麗芬

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.